

目当ての条文・関連条文の探し方のコツ

法律の「目次」を眺めて、まずは「大枠をつかむ」

* 条文の数が多い法律は、通常、主要なテーマごとに章や節などに分けられ、目次が設けられている

→ 目次を眺めれば、目当ての条文が置かれている
おおよその位置を把握できる

⇒ 「個人情報保護法」を例に、“個人情報の勝手な提供の防止”
に関する条文を探すまでのプロセスを追ってみましょう

個人情報保護法の「目次」を見てみると…

○個人情報保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等
…[中略]…

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

**第一節 個人情報取扱事業者の義務
(第十五条—第三十五条)**

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務
(第三十六条—第三十九条)

第三節 監督(第四十条—第四十六条)

第四節 民間団体による個人情報の保護の
推進(第四十七条—第五十八条)

第五章 個人情報保護委員会(第五十九条—第七十四条)

第六章 雑則(第七十五条—第八十一条)

第七章 罰則(第八十二条—第八十八条)

附則

総則とは…

→法律の目的や定義など、法全体に共通する原則・理念などを“くり出した”もの

総則と雑則の間に、制度の中心的な“柱”となる規定(実体的規定・本体的規定)を配置

→“個人情報の勝手な提供の防止”に関する規定は、第四章第一節(個人情報取扱事業者の義務)の中にありそうだと目星を付ける

雑則とは…

→技術的・手続的なルールを“まとめた”もの

「章・節」の目星を付けたら・・・

「見出し」を眺めて、配列の考え方を把握する

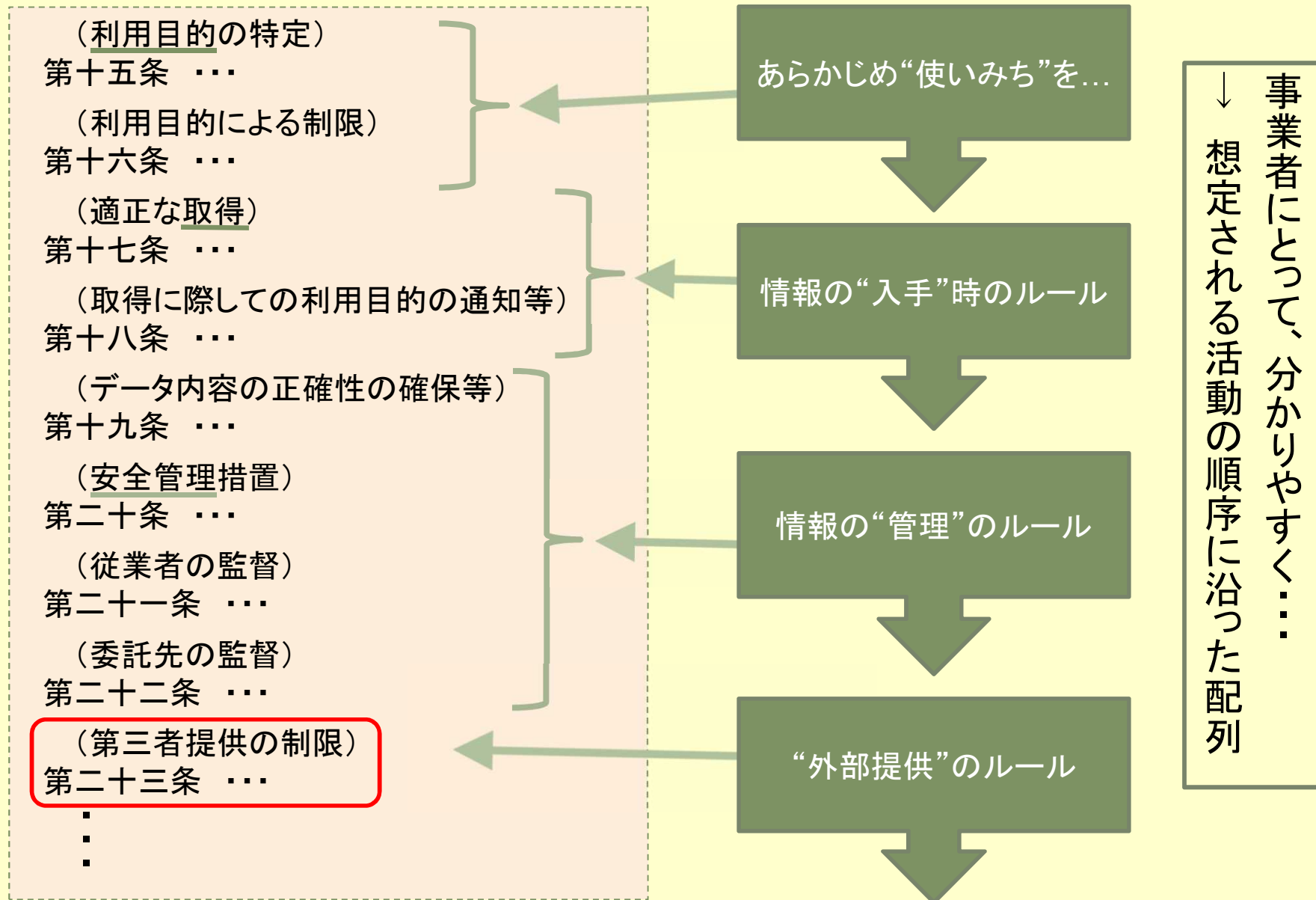
(利用目的の特定) ← 見出し

第十五条 個人情報取扱事業者は、・・・。

2 個人情報取扱事業者は、・・・。

- * 「第〇条」の前に置かれている“カッコ書き”
- * 内容をコンパクトに“要約”したもの
⇒ 見たい条文を探すときのインデックスになる

第四章第一節(個人情報取扱事業者の義務)の中で、「見出し」を見ると・・・



目当ての「条」を見つけたら・・・

(第三者提供の制限)

第二十三条 **個人情報取扱事業者**は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、**個人データ**を第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 …

四 …

2 個人情報取扱事業者は、・・・〔以下略〕

⇒ 「個人情報取扱事業者」とは、具体的に誰のこと？

「個人データ」の範囲は？

その法律全体で使う基本的な言葉の説明は、最初に見た「**総則**」に・・・

⇒ **第二条(定義)** を見てみる

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(・・・)により特定の個人を識別することができるもの(・・・)

二 ……

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、**個人情報**を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(・・・)をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 ……

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、**個人情報データベース等**を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

……〔以下略〕

6 この法律において「個人データ」とは、**個人情報データベース等**を構成する**個人情報**をいう。

目当ての条を見つけたら、「**総則**」にも目を向けてみる

行政上の義務については、義務違反にどのような**サクション**があるかにも、目を配る

⇒ その「**主要なテーマ**」(章など)ごとに後ろにまとまっていたり、**法律全体の後ろ**にまとまっている

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

…〔中略〕…

第四章 個人情報取扱事業者の義務等
第一節 個人情報取扱事業者の義務

(第十五条—第三十五条)

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務
(第三十六条—第三十九条)

第三節 監督(第四十条—第四十六条)

第四節 民間団体による個人情報の保護の
推進(第四十七条—第五十八条)

第五章 個人情報保護委員会(第五十九条—第七十四条)

第六章 雑則(第七十五条—第八十一条)

第七章 罰則(第八十二条—第八十八条)

附則

また「目次」に戻ってみる

先ほど見た義務は、ここ(第二十三条)

その前(第一節・第二節)に定められた各種の義務が果たされるように、**行政がどのように「監督」するか**

罰則(刑事罰・過料)は、全体の最後にまとめて置くのが通例

第四章の「第三節 監督」をしてみる

(報告及び立入検査)

第四十条〔略〕

(指導及び助言)

第四十一条〔略〕

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が…第二十三条(第四項を除く。)…の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が…の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3〔略〕

〔第四十三条以下 略〕

⇒ 第三者提供の制限(第二十三条)の違反

→ 必要な措置の勧告 → 措置をとらないときに命令

「第七章 罰則」をしてみる

→ 刑の重いものから軽いものへ、が一般的

第八十二条 ……した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 個人情報取扱事業者(…)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 ……者は、三十万円以下の罰金に処する。

“勝手な提供”の悪質ケース

「命令」違反のケース

→ 後ろの方に置かれている「国外犯の処罰規定」や「両罰規定」も、確認

第八十六条 第八十二条及び第八十三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十三条から第八十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。〔以下略〕

国外犯の処罰

両罰規定